

第2号様式

平成26年度第1回法務省入札監視委員会審議概要

| | | |
|-----------------------------|---|--------|
| 開催日時及び場所 | 平成26年7月4日(金) 10:00~12:00 法務省大臣官房施設課入札室 | |
| 委員 | 角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授) | |
| 審議対象期間 | 平成25年12月1日から平成26年3月31日まで | |
| 抽出案件 | 総件数 245件 | (備考) |
| 工 一 般 競 争 | 197件 | |
| 標 準 指 名 競 争 | 4件 | |
| 事 随 意 契 約 | 25件 | |
| 業 簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式 | 2件 | |
| 一 般 競 争 | 4件 | |
| 簡 易 公 募 型 競 争 | 1件 | |
| 務 標 準 指 名 競 争 | 4件 | |
| 随 意 契 約 | 8件 | |
| | 意見・質問 | 回 答 |
| 委員からの意見・質問, それに対する回答等 | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| | 具申又は勧告 | 回 答 |
| 委員会による意見 具申又は勧告の内容 | なし | なし |

別 紙

| 意見・質問 | 回答 |
|---|--|
| <p>1 工事の発注状況について 入札不調案件が多いと思われるが、これは一般的な傾向か。</p> <p>2 一者応札について 件数が大幅に増えているが、何が原因であると考えているか。</p> <p>対策は考えているのか。</p> <p>3 指名停止等の運用状況について 独占禁止法違反事案につき、業者によって指名停止期間に長短があるが、理由は何か。</p> <p>4 工事抽出案件について (1) 広島刑務所職業訓練棟B等新営(建築)工事[一般競争入札] 一度不調となったものについて再度入札公告した事案とのことであるが、前回から工事内容や単価を変えているのか。</p> | <p>本審議期間における工事に関する不調件数は42件でした。新聞報道等によると、各地方整備局においても平均16%程度、多い所は20%以上の不落率とのことであり、不調案件が多いのは一般的な傾向と思われます。</p> <p>一般的に労働者が減少傾向にあると言われており、改修工事など労務費割合が比較的高い工事は敬遠される傾向にあるのではないかと考えられます。</p> <p>不調対策にも通じますが、改修工事について、入札時の施工条件をさらに明確にすることで、応札しやすくすることが可能かどうか検討を進めています。</p> <p>指名停止期間については、各業者の悪質性、具体的には、主導的立場であるか、過去にも独占禁止法違反による課徴金納付命令を受たことがあるかなどを考慮し、他省庁の措置期間も参考にしつつ決定しています。</p> <p>労務費割合が高い一部の工事を別工事として切り分けました。また、単価は随時変動しますので、直近の情報により変更しています。</p> |

一部を切り分けた理由は何か。

前回の入札時に業者から提出された工事費内訳書を分析した結果や、近隣で大規模工事が行われているという情報などにより、労働者不足が問題であると思われたことから、労務費割合が高い部分について切り離したものです。

入札時に提出された内訳書については、常に単価等を分析しているのか。

必要に応じて単価等の分析も行いますが、主として談合等がないかという観点でチェックをしています。

(2) 平成25年度岡崎医療刑務所面会室等改修工事[標準指名競争]

工事を行った理由は何か。

いわゆるバリアフリー法を踏まえ、車いすで来庁される方などのための改修を実施したものです。

(3) 大阪拘置所新営（建築）第1期工事（第8回変更）[随意契約]

本件工事（原契約が平成22年）のように工期が長い場合、途中での物価上昇もあり得るが、変更契約に際して単価を変更することはあるのか。

原則として単価を変更することはありません。ただし、工事請負契約に基づき、インフレスライド等について業者からの申し出があれば協議することはあります。

単価が上昇傾向にある場合、設計変更により増額することは、業者側の負担になると思われる。工期はなるべく短くし、設計変更も減らすべきである。

請負業者にとって不必要な負担が掛からないよう、可能な範囲で対応を検討したいと思います。

6 業務抽出案件について

(1) 広島刑務所収容棟等実施設計業務[簡易公募型プロポーザル]

仮に、選定された業者と金額が折り合わず、業者が契約を辞退した場合、評価が二番目の業者と契約することになるのか。

過去、当省において、そのような事例がなく、他省庁での事例も承知しておりませんので、具体的なお答えはできません。

プロポーザル方式は、会計法令上は

随意契約の一形態となりますので、それを踏まえた対応をすることになるものと考えます。

技術提案書に記載された提案事項の履行チェックはどのように行っているのか。

最終的には、業務完了時における完了検査において確認します。

施工者の判断に委ねられる、例えば施工方法等について提案がなされていた場合は、評価されないということになるのか。

施工方法等については、基本設計で決定されています。業者には、それを踏まえての実施設計に係る提案を求めており、施工方法等の提案があっても評価しておりません。

(2) 平成25年度小倉拘置支所仮庁舎等設計業務[一般競争入札]

競争参加資格を得た4者のうち、3者が入札前に辞退したため一者応札となったとのことだが、辞退した理由について把握しているか。

入札開始前の辞退は業者の任意であり、理由も必要とされていませんので、把握していません。

入札を辞退した理由を調べることは検討した方がよい。少なくとも注意して見ていく必要があるのではないか。

検討します。

競争性確保のため、一者応札であったとしても、競争相手がいないことを入札参加者に分からせないような工夫、例えば、入札場所に複数の仕切りを設け、他の入札参加者がいるかどうか分からないようにすることは難しいのか。

実施は難しいと思われます。

(3) 福岡刑務所職業訓練棟等実施設計業務[簡易公募型競争入札]

入札説明書等で提出を求めている書類に不備があった場合、再提出を求めることなく、書類不備を

入札参加の機会を全者に公平に与えられるべきものであるところ、各業者一律に、提出したもののみをもって判

| | |
|--|---|
| <p>理由に入札参加資格を認めていないが、書類を再提出させないのどのような考え方によっているのか。</p> | <p>断すべきと考えます。</p> |
| <p>(4) 広島刑務所職業訓練棟B等新営 工事監理業務[標準指名競争入札] 業者を20者指名しても応札者は3者しかいなかったが、何か問題があったのか。</p> <p>仮に工事開始までに工事監理業務について契約できなかった場合、工事は行えるのか。</p> <p>実施設計業務の管理技術者でなければ本件業務を受注することができるのか。</p> <p>どの業者が実施設計を行ったかは入札説明書等に記載されるのか。</p> | <p>工事監理業務は、現地に足を運ぶなど手間がかかるため、一般的に応札者が少ない傾向にあります。</p> <p>工事監理は、資格を有する当省の職員でも可能です。ただし、業務負担が生じることは否めません。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>入札参加を希望する業者には工事の概略図面等を提供しており、図面名称欄に設計業者名が記載されています。</p> |
| <p>(5) 沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）実施設計業務（第2回変更） [随意契約] 積算内訳書に記載されている特別経費の主な内容は何か。</p> | <p>本件については、その主な内容は完成予想図の費用です。</p> <p>当初は不要と考えていましたが、やはり必要であるとの判断に至ったことから、今回の変更契約に併せて追加したものです。</p> |